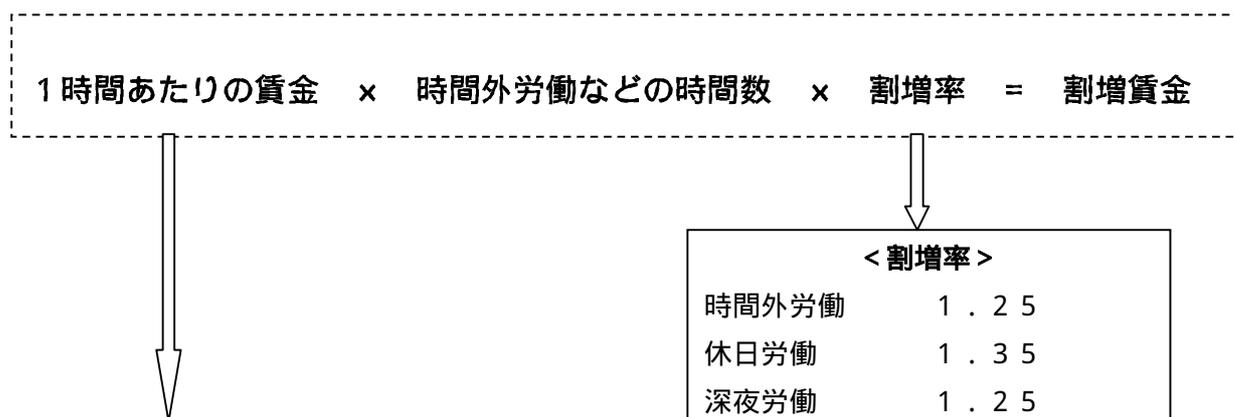


< 参考資料 2 > 割増賃金の計算について

労働基準法は、法定労働時間を超える時間外労働、法定休日にさせる休日労働、午後10時から午前5時までの深夜労働に対し、割増賃金の支払いを義務づけています。割増賃金の計算方法は法律で具体的に定められています。

< 計算式 >



< 1時間あたりの賃金額 >

- ・ 時間給制の場合には、その金額
- ・ 月給制の場合には、その金額を月の所定労働時間数で割った金額（月によって所定労働時間が異なる場合には、1年間における1月平均所定労働時間数で割ります）
- ・ 日給制の場合には、その金額を1日の所定労働時間数で割った金額
- ・ 出来高払制その他の請負制の場合には、一賃金計算期間における賃金総額をその賃金算定期間における総労働時間数で割った金額

< 割増賃金の計算から除外できる手当 >

- ・ 家族手当
- ・ 通勤手当
- ・ 別居手当
- ・ 子女教育手当
- ・ 住宅手当
- ・ 臨時に支払われた賃金（慶弔手当など）
- ・ 1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）